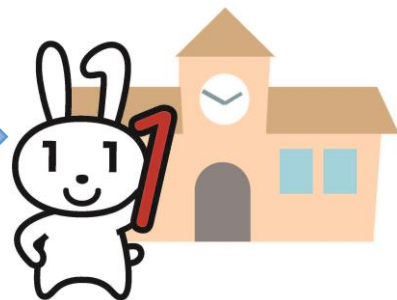


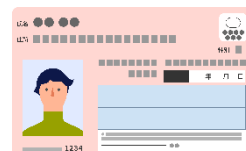
健康保険証はマイナ保険証に移行します



令和6年12月2日から、組合員証・被扶養者証（以下、健康保険証）の新規発行（及び再交付）が終了し、マイナ保険証での受診を基本とした制度に移行します。医療機関や薬局（以下、医療機関等）では以下の方法で医療保険の資格情報を確認します。

① マイナ保険証

- 「マイナ保険証」を医療機関等の受付で顔認証付きカードリーダーの読み取り口におくことで受付が始まります。画面の指示に沿って受付してください。



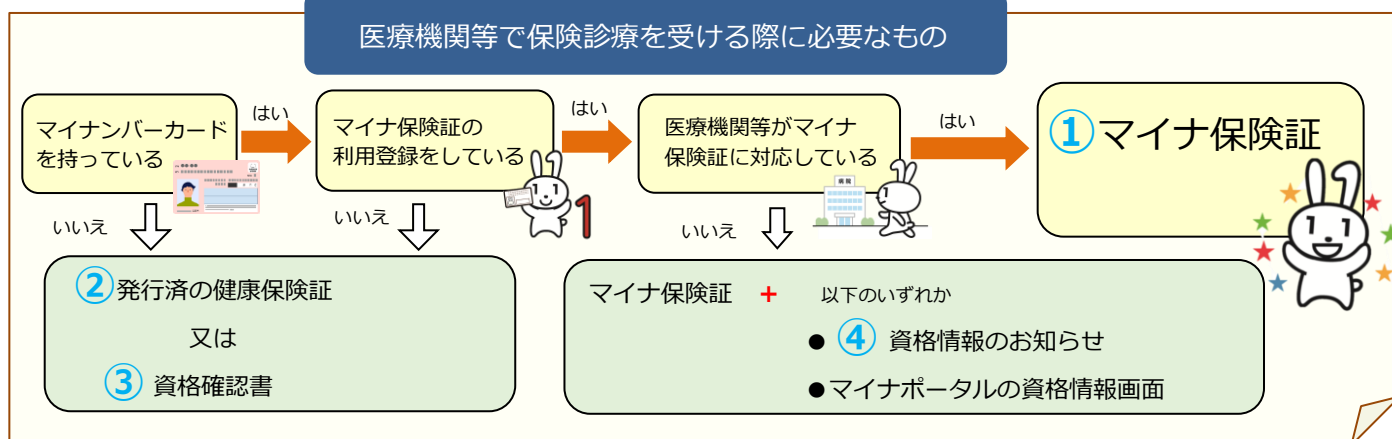
マイナ保険証とは？

「マイナ保険証」とは、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことをいいます。健康保険証としての利用登録は、マイナポータル、セブン銀行ATM、医療機関等に備え付けの顔認証付きカードリーダーなどから行うことができます。



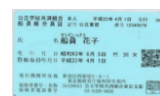
限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度で自己負担限度額を超える分の支払いが免除されるよ！

医療機関等で保険診療を受ける際に必要なもの



② 12月1日までに発行済の健康保険証

- 令和6年12月1日までに発行済の健康保険証は、経過措置により、**令和7年12月1日まで**使用可能です。経過措置期間中に退職等で資格を喪失する場合や氏名変更、番号変更になった場合は、共済組合に返却が必要となります。



③ 資格確認書

- **発行済の健康保険証をお持ちの方で、マイナ保険証の利用登録をされていない方等**には、**令和7年秋**に資格確認書が交付される予定です。医療機関等において、資格確認書を提示すれば、保険診療を受けることができます。
- **令和6年12月2日以降に組合員資格を取得された方で、マイナ保険証の利用登録をされていない方等**には、資格確認書が交付されます。
- 資格確認書の有効期限は最長5年（任意継続組合員は2年、高齢受給者は75歳の誕生日の前日まで）です。有効期限内に退職等で資格を喪失する場合は、共済組合に返却が必要となります。



＜ハガキ型の厚紙＞

④ 資格情報のお知らせ

- 共済組合の資格を取得した後、オンライン資格確認等システムへの登録が完了すると、自分の資格情報を簡易に確認できるよう「資格情報のお知らせ」が交付されます。
- マイナ保険証を利用できない医療機関等において、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に提示することで保険診療を受けることができます。

資格情報の
お知らせ

＜A4の普通紙＞

<加入時期別> 医療機関等に提示するもの

	令和 6 年 12月2日 制度改正	令和 7 年 12月2日 経過措置終了	令和 8 年
①令和6年12月1日以前に加入している方			
マイナ保険証をお持ちの方	マイナ保険証を提示		
マイナ保険証をお持ちでない方	健康保険証を提示	× 提示不可	
②令和6年12月2日以降に加入した方			
マイナ保険証をお持ちの方	マイナ保険証を提示※2		
マイナ保険証をお持ちでない方	資格確認書を提示※1		

※1 申請不要で共済組合から発行

※2 資格取得時は組合員情報とマイナンバー情報を紐づけるまでの間に医療機関等を受診する場合に提示する、一時的な資格確認書（有効期限3か月）を交付



マイナ保険証への移行に伴うお知らせ

マイナンバー（個人番号）の提供をお願いします。

- マイナンバー制度に関する法令に基づき、共済組合の資格取得（及び被扶養者認定）の際に、マイナンバーを提出することが義務付けられています。共済組合からマイナンバー提出のご案内が届いた場合は、速やかな提出をお願いします。

マイナ保険証の利用登録解除は所属所にお申し出ください。

- マイナンバーカードの保険証利用登録を行っている方で、マイナ保険証利用登録の解除を希望する方は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を所属所の共済事務担当者へ提出（任意継続組合員は共済組合に直接郵送）してください。発行済の保険証をお持ちでない方には、資格確認書を交付します。

保健事業利用時の資格確認方法は以下のとおりです。

- ①現行の組合員証 ②資格確認書 ③どちらも持たない人は厚生事業担当へ問合せ（令和7年12月1日まで）
詳しくは公立学校共済組合東京支部HPに掲載します。

任意継続組合員になった際に医療機関に提示するもの等について

- 任意継続組合員の加入を申し込まれた方は、マイナ保険証の保有状況により、マイナ保険証をお使いいただくか、資格確認書が交付されるかが決まります。
- マイナ保険証をお持ちの方は、掛金の入金を共済組合が確認後、マイナ保険証を利用できます。
- マイナ保険証をお持ちでない方には、掛金の入金を共済組合が確認後、資格確認書を発送します。
- 共済組合で掛金の入金を確認できるまでには、入金後概ね10日前後かかりますので、医療機関等の受診を控えている方は、お早めの入金をお願いします。



Q2 これまでの保険証を失くした場合は再発行してもらえますか？

A2 これまでの保険証の再交付はできませんので、マイナ保険証をご利用ください。マイナ保険証が利用できない方は、資格確認書の交付申請をしてください。

Q3 マイナンバーカードを持っていませんが、マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除を申請できますか？

A3 マイナンバーカードを持っていない方は、利用登録解除の対象ではありません。

<問合せ先> 公立学校共済組合東京支部給付貸付課資格担当 電話 03-5320-6826

※ 現職の組合員の方は所属所の事務担当者にお問合せください。